解散公告

当社は、平成二十一年十一月十九日開催の関係人集会で解散が可決され、同日松山地方裁判所にて認可されましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月五日

愛媛県松山市道後鷺谷町四五九番地一
更生会社　株式会社道後ぎやまんの庭
管財人弁護士　髙橋　直人

解散公告

当社は、平成二十一年十二月三十一日付株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月五日

福岡市博多区中洲中島町二番三号
株式会社西日本デイノス
代表清算人　戸川　睦夫

解散公告

当社は、平成二十一年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月五日

沖縄県那覇市松川三丁目七番八号松川公民館一階
有限会社セントピア
代表清算人　當山　康子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十二月九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月五日

広島県東広島市西条町助実二三―一―二一二
特定非営利活動法人ネットワーク虹
清算人　髙東　幸子

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十一年十二月十一日、長野県知事の許可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月五日

長野県東筑摩郡波田町四四一七番地
波田町土地開発公社
代表清算人　原田　憲一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月三十日開催の臨時総会において解散の決議を行い、同年十二月二十五日付で主務官庁の許可を得、同日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月五日

東京都日野市多摩平二丁目一二―四大増ハイツ一〇二号
社団法人東京都地域産業振興協会
代表清算人　駒板　俊樹

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年十二月八日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年一月五日

静岡県袋井市新屋一丁目一番地の一
袋井市上山梨第二土地区画整理組合
代表清算人　佐藤友三郎

配当公告

秋田県由利本荘市上野字上野一四五番地
破産者　大場　誠一

右の者に対する秋田地方裁判所本荘支部平成二十年（フ）第七四号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四四、三一一、四一五円
一、配当することのできる金額
金五、二三六、一九二円
平成二十二年一月五日

秋田県秋田市山王三丁目一番七号東カン秋田ビル六階
破産管財人　湊　貴美男

配当公告

秋田県大館市比内町扇田字長岡七〇番地三
破産者　株式会社武田組

右の者に対する秋田地方裁判所大館支部平成二十年（フ）第一〇五号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一四七、八三三、四三四円
一、配当することのできる金額
金一七、七八三、五八一円
平成二十二年一月五日

秋田県秋田市山王六丁目一〇番九号猿田興業ビル六階
破産管財人　面山　恭子

配当公告

大阪市北区曽根崎二丁目二番一号
破産者　株式会社イージーキャピタルアンドコンサルタンツ

右の者に対する大阪地方裁判所平成十三年(フ)第一六二一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当の手続に参加することができる債権の総額
金四二一、三八二、六三九、〇九三円
一、配当することのできる金額
金二五五、〇六二、九一二円
平成二十二年一月五日

大阪市中央区北浜二丁目六番一八号淀屋橋スクエア一二階色川法律事務所
破産管財人　森　恵一

配当公告

大阪市中央区北久宝寺町二丁目一番七号
破産者　装友株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十一年(フ)第四五五号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当の手続に参加することができる債権の総額
金三、九四九、四〇〇、五二六円
一、配当をすることができる金額
金一九七、四六九、九四七円
平成二十二年一月五日

大阪市北区西天満五丁目一六番三号西天満ファイブビル一〇階
破産管財人　弁護士　西　博生

配当公告

岡山市北区問屋町七番地一〇一
破産者　株式会社岡山文具

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十一年(フ)第二〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、〇八二、二〇五、二二九円
一、配当することのできる金額
金一九三、九八七、二一六円
平成二十二年一月五日

岡山市北区蕃山町三番七号ジブラルタ生命ビル四階
破産管財人　大林　裕一

配当公告

香川県三豊市高瀬町大字上高瀬一四二番地一
破産者　有限会社マルサンフード

右の者に対する高松地方裁判所平成十六年(フ)第六六二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二七、七〇八、五六八円
一、配当することのできる金額
金一、〇六五、六三〇円
平成二十二年一月五日

香川県高松市丸の内七番九号
破産管財人　弁護士　久保　和彦

入札のお知らせ

下記のとおり一般競争入札に付します。

平成22年1月5日

財団法人都道府県会館
理事長　麻生　渡

件名　都道府県会館管理業務委託業者選定に係る一般競争入札
場所　東京都千代田区平河町２―６―３
入札参加資格　地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当しない者であること
業務内容　会館の管理業務、会議室設営業務等
契約期間　平成22年４月１日から平成25年３月31日まで
申込期日　平成22年１月27日まで
入札日　平成22年２月３日
詳細はhttp://www.tkai.jp参照